

ヤマハ仮想ルーター vRX ローカル仮想環境版 利用規約 改訂履歴

(日付)

改定前 (2020年11月4日)	改定後 (2022年1月25日)
・タイトル ヤマハ仮想ルーター vRX <u>（ローカル仮想環境対応版）</u> 利用規約	(変更) ヤマハ仮想ルーター vRX <u>ローカル仮想環境版</u> 利用規約
・1行目 ヤマハ株式会社（以下「ヤマハ」）は、「ヤマハ仮想ルーターvRX <u>（ローカル仮想環境対応版）</u>（以下本ソフトウェア）」の規約（以下本規約）を以下の通り定めます。本規約は、ヤマハが提供する本ソフトウェアの利用に関し適用されるものとします。	(変更) ヤマハ株式会社（以下「ヤマハ」）は、「ヤマハ仮想ルーター vRX <u>ローカル仮想環境版</u>（以下 本ソフトウェア）」の規約（以下本規約）を以下の通り定めます。本規約は、ヤマハが提供する本ソフトウェアの利用に関し適用されるものとします。
・第1条（動作環境） ヤマハ仮想ルーターvRX <u>（ローカル仮想環境対応版）</u>は、以下の仮想化ソフトウェアに対応しています。	(変更) ヤマハ仮想ルーター vRX <u>ローカル仮想環境版</u>は、以下の仮想化ソフトウェアに対応しています。
・第2条（用語の定義） ・「お客様」とは、本規約に同意頂いた上で<u>本契約を締結する</u>者のことをいいます。 ・「本契約」とは、お客様が本規約に同意し、お客様とヤマハとの間で本ソフトウェアを利用するために締結される契約をいいます。	(変更と削除) ・「お客様」とは、本規約に同意頂いた上で<u>本ソフトウェアを利用する</u>者のことをいいます。
第3条（本規約の適用） ・本規約は、ヤマハが提供する本ソフトウェアの利用に際し適用されます。 ・本ソフトウェアの取扱説明書など本ソフトウェアに関する書面は、本規約の一部を構成するものとします。 ・本規約の規定と前項の書面の内容が異なる場合、<u>当該</u>書面の内容が優先して適用されるものとします。	(追加と変更) ・本規約は、ヤマハが提供する本ソフトウェアの利用に際し適用されます。 <u>・本規約は、お客様が本ソフトウェアのダウンロードの時点から発効されるものとします。</u> ・本ソフトウェアの取扱説明書など本ソフトウェアに関する書面は、本規約の一部を構成するものとします。 ・本規約の規定と前項の書面の内容が異なる場合、<u>本ソフトウェアに関する</u>書面の内容が優先して適用されるものとします。
<u>第4条（本契約の成立等）</u> <u>・お客様は本契約を申し込む場合、ヤマハまたはヤマハの販売代理店が別途定める手続きに従うものとします。</u> <u>・本契約の有効期間は、本契約が定めるところに従います。</u>	(削除) (以下条文番号が一つずつ減ります)
・第5条（ライセンス）	・第4条（ライセンス） (変更)

(3)ライセンスは、 <u>本契約の定める期間</u> 使用できます。	(3)ライセンスは、 <u>ライセンス使用開始時点からライセンスが示す期間</u> 使用できます。
・第5条 (ライセンス) (7)本ソフトウェアのライセンスは、第1条 (動作環境) に定められている仮想化ソフトウェア上で動作する <u>ヤマハ仮想ルーター</u> でご使用できます。	・第4条 (ライセンス) (変更) (7)本ソフトウェアのライセンスは、第1条 (動作環境) に定められている仮想化ソフトウェア上で動作する <u>本製品</u> でご使用できます。
・第10条 (責任の制限)	・第9条 (追加) ・ <u>本製品は米国特許出願 No. 09/918,615 を優先権主張する特許等 (米国特許 8,321,675 等) で保護された実装を含みます。日本国外での使用 (日本国外から日本国内のサーバーを遠隔操作する場合を含む) にあたっては、お客様の責任で OCB License (https://web.cs.ucdavis.edu/~rogaway/ocb/licenses.htm) の適用確認または特許権者との交渉を行ってください。</u>
第14条 (本 <u>契約</u> の終了) ・ <u>本契約</u> は、有効期間満了、または第15条 (ヤマハによる <u>解除</u>) に基づき <u>本契約が解除されることにより</u> 終了します。 ・ <u>本契約</u> が終了した場合、ヤマハは、お客様に、いかなる理由であっても、本ソフトウェアのライセンスの購入代金を一切返金しません。	第13条 (本 <u>ソフトウェア使用</u> の終了) (変更) ・ <u>本ソフトウェアの使用</u> は、有効期間満了、または第14条 (ヤマハによる <u>本ソフトウェアの利用終了</u>) に基づき終了します。 ・ <u>本ソフトウェアの使用</u> が終了した場合、ヤマハは、お客様に、いかなる理由であっても、本ソフトウェアのライセンスの購入代金を一切返金しません。
第15条 (ヤマハによる <u>解除</u>) ・ヤマハは、以下の事態が発生した場合、お客様へ事前の催告なく <u>本契約を即時に解除</u> できるものとします。またお客様が <u>本契約を複数締結</u> する場合も、同様に <u>締結しているすべての契約を解除</u> できるものとします。	第14条 (ヤマハによる <u>本ソフトウェアの利用終了</u>) (変更) ・ヤマハは、以下の事態が発生した場合、お客様へ事前の催告なく <u>本ソフトウェアの利用を終了</u> できるものとします。またお客様が <u>本ソフトウェアライセンスを複数使用</u> する場合も、同様に <u>使用しているすべてのソフトウェアの使用を終了</u> できるものとします。
第16条 (<u>本契約</u> 終了後の措置および残存条項) ・ <u>本契約</u> が終了したのち、お客様は責任をもって本ソフトウェアおよびこれに関する一切の資料とライセンスを破棄するものとします。 ・ <u>本契約</u> 終了後も、第9条 (禁止事項) から第14条 (<u>本契約</u> の終了) および第16条 (<u>契約</u> 終了後の措置および残存条項) から第20条 (合意管轄) の規定は存続します。	第15条 (<u>本ソフトウェア使用</u> の終了後の措置および残存条項) ・ <u>本ソフトウェアの使用</u> が終了したのち、お客様は責任をもって本ソフトウェアおよびこれに関する一切の資料とライセンスを破棄するものとします。 ・ <u>本ソフトウェア使用</u> の終了後も、第8条 (禁止事項) から第13条 (<u>本ソフトウェア使用</u> の終了) および第15条 (<u>本ソフトウェア使用</u> の終了後の措置および残存条項) から第19条 (合意管轄) の規定は存続します。
第18条 (譲渡の禁止) ・お客様は、本規約に特段の定めが無い限り、本規約 <u>および本契約</u> に基づく権利義務の一部または全部を、	第17条 (譲渡の禁止) (削除) ・お客様は、本規約に特段の定めが無い限り、本規約に基づく権利義務の一部または全部を、第三者に利用

第三者に利用させる行為のほか、譲渡、貸与または質入等の担保権の設定その他一切の処分をしてはならないものとします。	させる行為のほか、譲渡、貸与または質入等の担保権の設定その他一切の処分をしてはならないものとします。
第19条（準拠法） ・ <u>本契約</u> は、抵触法の定めにかかわらず、日本国の法令に準拠し、これにもとづいて解釈されるものとします。	第18条（準拠法）（変更） ・ <u>本規約</u> は、抵触法の定めにかかわらず、日本国の法令に準拠し、これにもとづいて解釈されるものとします。

（日付）

改定前（2022年1月25日）	改定後（2026年7月30日）
・ 1行目 ヤマハ株式会社（以下「ヤマハ」）は、「ヤマハ仮想ルーター vRX ローカル仮想環境版（以下 本ソフトウェア）」の規約（以下本規約）を以下の通り定めます。本規約は、ヤマハが提供する本ソフトウェアの <u>利用</u> に関し適用されるものとします。	（変更） ヤマハ株式会社（以下「ヤマハ」 <u>といたします</u> ）は、「ヤマハ仮想ルーター vRX ローカル仮想環境版（以下「 <u>本ソフトウェア</u> 」 <u>といたします</u> ）」の規約（以下「 <u>本規約</u> 」 <u>といたします</u> ）を以下の通り定めます。本規約は、ヤマハが提供する本ソフトウェアの <u>使用</u> に関し適用されるものとします
第 2 条（用語の定義） ・ <u>「VMware ESXi」は、VMware, Inc（以下、VMware）が提供するハイパーバイザーです。</u> ・ <u>「お客様」とは、本規約に同意頂いた上で本ソフトウェアを利用する者のことをいいます。</u>	（変更） <u>(1)「お客様」とは、本規約に同意し、本ソフトウェアを使用する者のことをいいます。</u> <u>(2)「VMware ESXi」とは、VMware, Inc.が提供するハイパーバイザーです。</u>
第 3 条（本規約の適用） ・ 本規約は、ヤマハが提供する本ソフトウェアの <u>利用</u> に際し適用されます。 ・ 本規約は、お客様が本ソフトウェアのダウンロードの時点から発効されるものとします。 ・ 本ソフトウェアの取扱説明書 <u>など本ソフトウェアに関する書面</u> は、本規約の一部を構成するものとします。 ・ 本規約の規定と前項の <u>書面</u> の内容が異なる場合、 <u>本ソフトウェアに関する書面</u> の内容が優先して適用されるものとします。 ・ お客様は本規約に同意いただいたうえで本ソフトウェアを <u>利用</u> することができます。 ・ <u>ヤマハは以後、本規約を改定、追加、および変更（以下「改定等」）できるものとします。なお、ヤマハが、本規約の改定等を行う場合、発効日の30日前までにヤマハ公式ホームページに掲載しお知らせします。</u>	（変更と削除） 本規約は、ヤマハが提供する本ソフトウェアの <u>使用</u> に際し適用されます。 2. 本規約は、お客様が本ソフトウェアのダウンロードの時点から発効されるものとします。 3. 本ソフトウェアの取扱説明書 <u>やホームページでの記載</u> は、本規約の一部を構成するものとします。 4. 本規約の規定と前項の <u>記載</u> の内容が異なる場合、 <u>前項の記載</u> の内容が優先して適用されるものとします。 5. お客様は本規約に同意いただいたうえで本ソフトウェアを <u>使用</u> することができます。
	（変更）

第 2 節 <u>利</u> 用上のご注意	第 2 節 <u>使</u> 用上のご注意
<u>第 4 条 (ライセンス)</u> ・ <u>本ソフトウェアは、機能制限がかけられています。</u> <u>ライセンスを購入したお客様は、以下のライセンス</u> <u>条件に従い、本ソフトウェアを利用できます。</u> ・ <u>当該ライセンスの内容は以下のとおりです。</u> (1) <u>ライセンスは、ヤマハが別途定めるライセンス購入</u> <u>申込方法に従い、ライセンスキーとして購入できま</u> <u>す。</u> (2) <u>ライセンスは、基本ライセンスとオプションライセ</u> <u>ンスの 2 種類で構成されます。ライセンスの詳細</u> <u>については、ヤマハ製品情報ページ</u> <u>(https://network.yamaha.com/) をご参照くだ</u> <u>さい。</u> (3) <u>ライセンスは、ライセンス使用開始時点からライセ</u> <u>ンスが示す期間使用できます。</u> (4) <u>ヤマハは、使用可能なライセンス数に応じて、本ソ</u> <u>フトウェアの利用を許諾します。</u> (5) <u>ライセンスキーを紛失した場合は再発行しません。</u> <u>お客様は、再度ライセンスを購入することで、本ソ</u> <u>フトウェアを利用できます。</u> (6) <u>お客様は、ご使用中のライセンスの有効期間が終了</u> <u>する 1 年前から、新たなライセンスの購入申込み</u> <u>をすることができます。</u> (7) <u>本ソフトウェアのライセンスは、第 1 条 (動作環</u> <u>境) に定められている仮想化ソフトウェア上で動作</u> <u>する本製品でご使用できます。</u>	(削除) (以下条文番号が一つずつ減ります)
<u>第 5 条 (本ソフトウェア<u>利</u>用時に発生する費用等)</u> ・ <u>仮想化ソフトウェア等をインストールするサーバ</u> <u>ーや、ソフトウェア・ライセンスの購入費用は、お</u> <u>客様がご負担いただくものとします。</u> ・ <u>お客様は、本ソフトウェアを<u>利</u>用するために必要な</u> <u>設備やサービス等を自己の責任において準備する</u> <u>ものとします。ヤマハは、これら設備やサービス等</u> <u>における動作保証およびサポートは一切行わない</u> <u>ものとします。</u>	(変更) <u>第 4 条 (本ソフトウェア<u>使</u>用時に発生する費用等)</u> <u>お客様は、仮想化ソフトウェア等をインストールするサ</u> <u>ーバーやソフトウェア・ライセンスの購入費用および作</u> <u>業費用等を負担するものとします。</u> 2. <u>お客様は、本ソフトウェアを<u>使</u>用するために必要な</u> <u>設備やサービス等を自己の責任において準備するもの</u> <u>とします。ヤマハは、これら設備やサービス等におけ</u> <u>る動作保証およびサポートは一切行わないものとしま</u> <u>す。</u>
<u>第 6 条 (本ソフトウェアの内容)</u> ・ <u>本ソフトウェアの内容は、ヤマハが別途定める本ソ</u> <u>フトウェアの取扱説明書など本ソフトウェアに<u>関</u></u>	(変更) <u>本ソフトウェアの内容は、ヤマハが別途定める本ソフ</u> <u>トウェアの取扱説明書など本ソフトウェアの<u>仕様書</u>に記</u>

<u>する書面</u> に記載されたとおりとします。	載されたとおりとします。
<u>第 7 条（ユーザー I D、パスワードおよびライセンスキーの管理）</u> ・ <u>お客様は、本ソフトウェアのユーザー I D、パスワードおよびライセンスキーを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理するものとします。</u> ・ <u>ユーザー I D、パスワードおよびライセンスキーの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等によりお客様自身またはその他の者が損害を被った場合、ヤマハは一切の責任を負わないものとします。</u>	(削除) (以下条文番号が二つずつ減ります)
第 8 条（禁止事項） ・ <u>ヤマハは、本ソフトウェアの<u>利用</u>に際し<u>お客様に</u>次の行為を<u>禁止するものとします。</u></u> (1) 本規約に反する行為 (2) 本ソフトウェアを<u>お客様の使用以外の商用、またはその他</u>不正の目的をもって<u>利用</u>する行為、またはその準備を目的とする行為 (3) <u>本ソフトウェアのライセンス取得時、虚偽の事実および内容をヤマハまたはヤマハの販売代理店へ届ける行為</u> (4) 本ソフトウェアに関するヤマハ、または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為また侵害の恐れがある行為 (5) <u>本ソフトウェアのライセンスおよび</u>本ソフトウェアの第三者への再使用許諾、販売、頒布、賃貸、リース、貸与もしくは譲渡し、特定もしくは不特定多数の者によるアクセスが可能なウェブサイトもしくはサーバー等にアップロードする行為 (6) 本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、またはその他方法により、本ソフトウェアに基づいた派生的な成果物を作成し、使用（販売、頒布、賃貸、再使用許諾、改変等を含むがそれらに限らない）する行為。ただし、著作権法その他適用される法令によって認められている場合を除く。 (7) <u>一つのライセンスキーで、複数の本ソフトウェアを使用する行為</u> (8) 故意や過失を問わず、上記各項のほか法令、本規約もしくは公序良俗に違反する行為またその違反の恐れがある行為	(変更と削除) <u>お客様は、本ソフトウェアの<u>使用</u>に際し次の行為を<u>行っ</u>てはいけません。</u> (1) 本規約に反する行為 (2) 本ソフトウェアを不正の目的をもって<u>使用</u>する行為、またはその準備を目的とする行為 (3) 本ソフトウェアに関するヤマハ、または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為また侵害の恐れがある行為 (4) 本ソフトウェアの第三者への再使用許諾、販売、頒布、賃貸、リース、貸与もしくは譲渡し、特定もしくは不特定多数の者によるアクセスが可能なウェブサイトもしくはサーバー等にアップロードする行為 (5) 本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、またはその他方法により、本ソフトウェアに基づいた派生的な成果物を作成し、使用（販売、頒布、賃貸、再使用許諾、改変等を含むがそれらに限らない）する行為。ただし、著作権法その他適用される法令によって認められている場合を除く。 (6) 故意や過失を問わず、上記各項のほか法令、本規約もしくは公序良俗に違反する行為またその違反の恐れがある行為 (7) その他、ヤマハが、合理的理由において不適切と判断する行為

(9) その他、ヤマハが、合理的理由において不適切と判断する行為	
第 9 条（責任の制限） - 仮想化ソフトウェアおよびそれらをインストールするサーバーを含む、本ソフトウェアおよびライセンスは、その性質上、バグや瑕疵、誤動作など、正常に動作しない症状等の不具合を含み得るものとして提供され、法令上免責が認められない場合を除き、その完全性、正確性、確実性、安全性、有用性、信頼性、無害性等に関していかなる保証も行わないものとします。 - お客様は、本ソフトウェアの導入および利用についてお客様の自己責任で行うものとし、ヤマハはその完全性や正確性等につき、いかなる保証も行わないものとします。 - お客様は、本ソフトウェアによる情報等の消失ならびにその他関連して発生したお客様および第三者の損害について、いかなる補償も行わないものとします。 - ヤマハは、本ソフトウェアの日本国外での使用について一切のサポート、保証をしません。本ソフトウェアの日本国内での使用についてのサポートは、ヤマハの営業時間内で、日本語での対応に限りします。 本製品は米国特許出願No. 09/918,615を優先権主張する特許等（米国特許8,321,675等）で保護された実装を含みます。日本国外での使用（日本国外から日本国内のサーバーを遠隔操作する場合を含む）にあたっては、お客様の責任で OCB License (https://web.cs.ucdavis.edu/~rogaway/ocb/license.htm) の適用確認または特許権者との交渉を行ってください。	(変更) 仮想化ソフトウェアおよびそれらをインストールするサーバーを含む、本ソフトウェアは、その性質上、バグや瑕疵、誤作動など、正常に動作しない症状等の不具合を含み得るものとして提供され、ヤマハは、法令上免責が認められない場合を除き、その完全性、正確性、確実性、安全性、有用性、信頼性、無害性等に関していかなる補償も行いません。 2. お客様は、本ソフトウェアの導入および使用についてお客様の自己責任で行うものとします。 3. ヤマハは、お客様による本ソフトウェアの使用、またはそれを使用できなかったことにより生じた直接的、派生的、付随的または間接的損害（データの破損、営業上の利益の損失、業務の中断、営業情報の損失などによる損害を含む）については、通常もしくは特別の損害に拘わらず、たとえそのような損害の発生や第三者からの賠償請求の可能性があることについて予め知らされた場合でも、ヤマハに帰責事由がある場合を除き、一切責任を負いません。なお、本ソフトウェアの使用に関し、ヤマハが損害賠償責任を負う場合、ヤマハの故意又は重過失がある場合を除き、お客様に直接生じた通常の損害に限られ、派生的、付随的、間接的損害又は特別損害は含まないものとします。 4. ヤマハは、本ソフトウェアの使用について一切のサポート、保証をしません。 5. 本ソフトウェアは米国特許出願 No. 09/918,615 を優先権主張する特許等（米国特許 8,321,675 等）で保護された実装を含みます。日本国外での使用（日本国外から日本国内のサーバーを遠隔操作する場合を含む）にあたっては、お客様の責任で OCB License (https://web.cs.ucdavis.edu/~rogaway/ocb/license.htm) の適用確認または特許権者との交渉を行ってください。
第 10 条（損害賠償） お客様は、本ソフトウェアの利用においてお客様の責に帰すべき事由でヤマハに損害を与えた場合、ヤマハが被った一切の損害を賠償するものとします。お客様が、第三者に損害を与えた場合、または第三者との間で紛争が生じた場合、お客様は、自己の責任と費用	(変更) お客様は、本ソフトウェアの使用においてお客様の責に帰すべき事由でヤマハに損害を与えた場合、ヤマハが被った一切の損害を賠償するものとします。 2. お客様が、第三者に損害を与えた場合、または第三者との間で紛争が生じた場合、お客様は、自己の責任と

でこれを解決し、ヤマハにいかなる責任も負<u>担</u>せないものとします。万一、お客様の責に帰すべき事由によりヤマハが他のお客様や第三者から責任を追及された場合は、お客様はその責任と費用で当該紛争を解決するものとし、ヤマハにいかなる責任をも負<u>担</u>せないものとします。	費用でこれを解決し、ヤマハにいかなる責任も負<u>わ</u>せないものとします。万一、お客様の責に帰すべき事由によりヤマハが他のお客様や第三者から責任を追及された場合は、お客様はその責任と費用で当該紛争を解決するものとし、ヤマハにいかなる責任をも負<u>わ</u>せないものとします。
<u>第 11 条（本ソフトウェアの変更）</u> ヤマハは、<u>本ソフトウェアの仕様をお客様に事前通知することなく変更することがあります。また、ヤマハは、当該変更によりお客様に生じる損害は、一切責任を負いません。</u>	(削除)
	(追加) <u>第 9 条（本規約の変更）</u> <u>ヤマハは、民法第 548 条の 4 の規定により本規約の変更をすることができます。</u> <u>2. ヤマハは、本規約を変更する場合、変更の内容及び効力発生時期を明示し、その効力発生日の相当期間前までに、ヤマハウェブサイトにて周知するものとします。</u> <u>3. 本条第 1 項による規約の変更に同意しないお客様は、ヤマハの定める方法に従い、効力発生日までに本規約を解除することができるものとします。</u>
第 13 条（本ソフトウェア使用<u>の</u>終了） - 本ソフトウェアの使用は、<u>有効期間満了、または第 14 条（ヤマハによる本ソフトウェアの利用終了）に基づき終了します。</u> <u>本ソフトウェアの使用が終了した場合、ヤマハは、お客様に、いかなる理由であっても、本ソフトウェアのライセンスの購入代金を一切返金しません。</u>	第 11 条（本ソフトウェア<u>の</u>使用終了） (変更) 本ソフトウェアの使用は、<u>お客様が仮想化ソフトウェア上から本ソフトウェアを構成する仮想マシンを削除したとき、または第 12 条（ヤマハによる解除）に基づき終了します。</u>
第 14 条（ヤマハによる本ソフトウェアの利用終了） ヤマハは、以下の事態が発生した場合、お客様へ事前の催告なく本ソフトウェアの利用を終了できるものとします。またお客様が本ソフトウェアライセンスを複数使用する場合も、同様に使用しているすべてのソフトウェアの使用を終了できるものとします。	第 12 条（ヤマハによる解除） ヤマハは、以下各号に定める事態が発生した場合、お客様へ事前の催告なく本ソフトウェアの使用を即時に解除できるものとします。またお客様が本ソフトウェアを複数使用する場合も、同様に使用しているすべての本ソフトウェアの使用を解除できるものとします。
第 15 条（本ソフトウェア使用<u>の</u>終了後の措置および残存条項） 本ソフトウェアの使用が終了したのち、お客様は責任をもって本ソフトウェア<u>およびこれに関する一</u>	第 13 条（本ソフトウェア<u>の</u>使用終了後の措置および残存条項） (変更) 本ソフトウェアの使用が終了したのち、お客様は責任をもって本ソフトウェアを破棄するものとします。

<u>切の資料とライセンス</u>を破棄するものとします。 本ソフトウェア使用<u>の</u>終了後も、第 8 条（禁止事項）から第 13 条（本ソフトウェア使用<u>の</u>終了）および第 15 条（本ソフトウェア使用<u>の</u>終了後の措置および残存条項）から第 19 条（合意管轄）の規定は存続します。	2. 本ソフトウェア<u>の</u>使用終了後も、第 6 条（禁止事項）から第 11 条（本ソフトウェア<u>の</u>使用終了）および第 13 条（本ソフトウェア<u>の</u>使用終了後の措置および残存条項）から第 17 条（合意管轄）の規定は存続します。
第 16 条（権利の帰属） 本ソフトウェアおよびこれに付随する以下の一切の権利は、著作権法その他の法律により保護され、ヤマハまたは第三者に帰属するものとします。	（追加） 本ソフトウェアおよびこれに付随する以下の<u>各号に定める</u>一切の権利は、著作権法その他の法律により保護され、ヤマハまたは第三者に帰属するものとします。
第 19 条（合意管轄） 本ソフトウェアの<u>利</u>用に関連して、万ーヤマハとお客様との間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。	（変更） 本ソフトウェアの<u>使</u>用に関連して、万ーヤマハとお客様との間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を<u>第 1 審の</u>専属的合意管轄裁判所とします。

以上
ヤマハ株式会社